

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日（税率5%）から現在までに行われた消費税率引き上げによる、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和2年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1.7億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 24.2億円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	488,217	343,667	0	705	16,282	127,563
	高齢者福祉事業	56,909	2,801	2,800	2,413	10,116	38,779
	児童福祉事業	597,966	427,910	0	23,311	18,787	127,958
	母子福祉事業	58,969	22,434	0	6,630	3,646	26,259
	小計	1,202,061	796,812	2,800	33,059	48,831	320,559
社会保険	国民健康保険事業	186,813	84,885	0	0	10,853	91,075
	後期高齢者医療事業	222,543	42,394	0	0	21,343	158,806
	介護保険事業	305,297	21,740	0	0	30,453	253,104
	小計	714,653	149,019	0	0	62,649	502,985
保健衛生	疾病予防対策事業	73,055	4,632	0	1,563	7,033	59,827
	病院事業	428,571	0	16,000	0	47,487	365,084
	小計	501,626	4,632	16,000	1,563	54,520	424,911
合計		2,418,340	950,463	18,800	34,622	166,000	1,248,455